

議案第30号

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月20日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和6年度からの介護保険料率等を改正するため。

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例

石岡市介護保険条例（平成17年石岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（保険料率）

第8条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次表に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

区 分	金 額（円）
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者	30,880
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者	46,490
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者	46,830
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者	61,080
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者	67,870
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。以下同じ。）が1,200,000円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの	81,440

<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イ又は第10号イ又は第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p>	
<p>(7) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イ又は第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p>	<p>91,620</p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p>	<p>108,590</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が4,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>122,160</p>

<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p>	
<p>(10) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が5,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p>	128,950
<p>(11) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が6,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）</p>	142,520
<p>(12) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該</p>	156,100

当する者を除く。)	
(13) 前各号のいずれにも該当しない者	162,880

2 前項の表中第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,340円とする。

3 前項の規定は、第1項の表中第2号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,340円」とあるのは、「32,910円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項の表中第3号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,340円」とあるのは、「46,490円」と読み替えるものとする。

第10条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第9号」を「第12号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(保険料率に関する経過措置)

2 改正後の石岡市介護保険条例第8条及び第10条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。